

令和 7 年 4 月 30 日

関係各位

京 浜 港 長

港長公示（航泊禁止）の発出について

平素から航行安全業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京浜港川崎区第 2 区東扇島沖（KK1 錨地）において土砂投入工事が開始されることに伴い、別添のとおり公示を発出しましたので、ご連絡いたします。

また、本工事の施工に伴い、KK1 錨地の使用を制限し、停泊可能隻数を 9 隻のところ、5 隻といたしますので、併せて貴所属船舶等に対して周知のほど宜しくお願いします。

港長公示第 7-23 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 7 年 4 月 30 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖において土砂投入工事が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該工事に従事する船舶、海難を避けようとする船舶、運転の自由を失った船舶、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和 7 年 5 月 9 日 10 時から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点により囲まれた海面（世界測地系）

イ 北緯 35 度 28 分 54.9 秒、東経 139 度 45 分 51.0 秒

ロ 北緯 35 度 28 分 43.6 秒、東経 139 度 45 分 58.8 秒

ハ 北緯 35 度 28 分 33.4 秒、東経 139 度 45 分 36.7 秒

ニ 北緯 35 度 28 分 44.7 秒、東経 139 度 45 分 28.9 秒

3 標 識（別図参照）

上記区域には 8 基の灯浮標（標体：黄色、頭標：X 形 1 個、単閃黄光・毎 4 秒に 1 閃光・光達距離 5.5 キロメートル）が設置されている。

4 備 考

工事区域周辺には警戒船が配備されている。

警戒船には、「警戒船」の看板が掲げられている。（昼間）

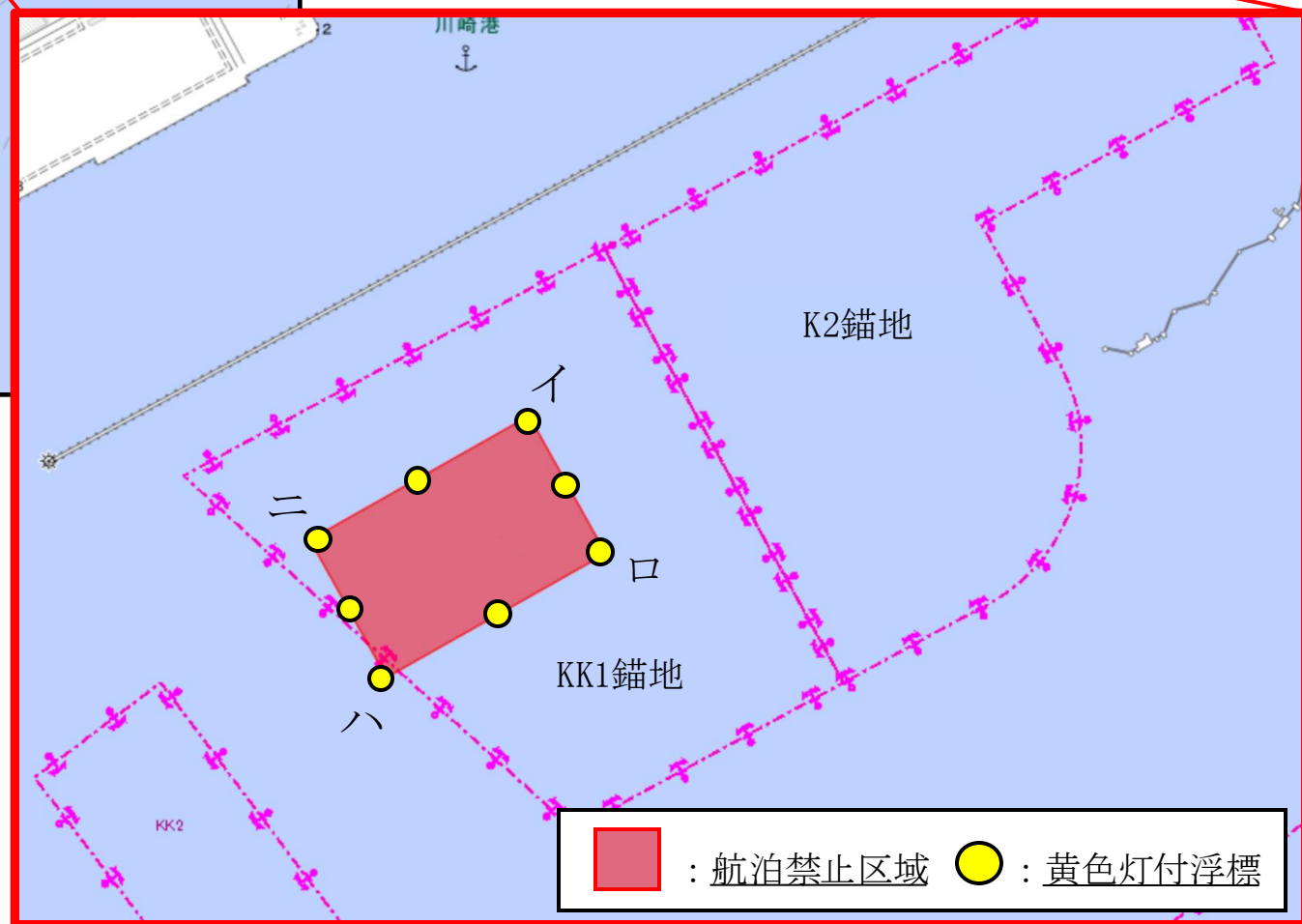
警戒船には、青色閃光灯が掲げられている。（夜間）

航泊禁止区域

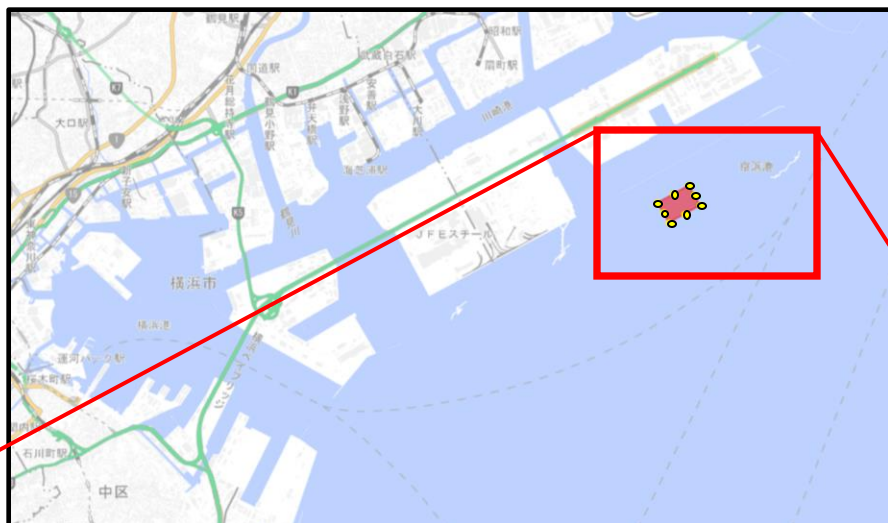
別図



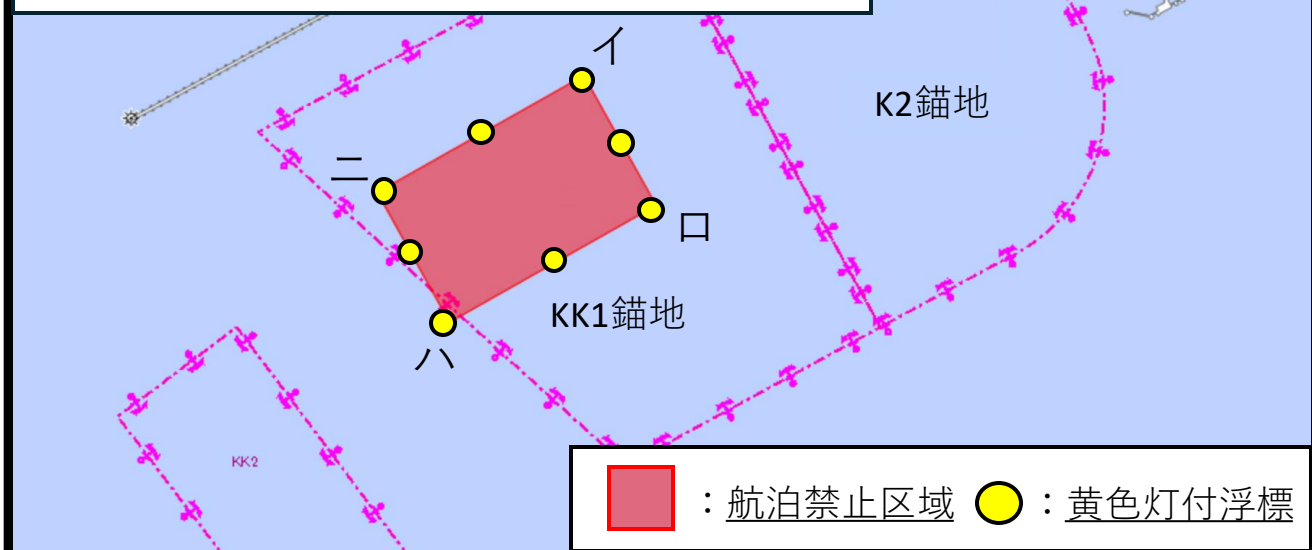
- イ 北緯35度28分54.9秒、東経139度45分51.0秒
- ロ 北緯35度28分43.6秒、東経139度45分58.8秒
- ハ 北緯35度28分33.4秒、東経139度45分36.7秒
- ニ 北緯35度28分44.7秒、東経139度45分28.9秒



■ : 航泊禁止区域 ● : 黄色灯付浮標



- イ 北緯35度28分54.9秒、東経139度45分51.0秒
 ロ 北緯35度28分43.6秒、東経139度45分58.8秒
 ハ 北緯35度28分33.4秒、東経139度45分36.7秒
 ニ 北緯35度28分44.7秒、東経139度45分28.9秒



<使用制限内容>

K K 1 錨地の停泊可能隻数が9隻のところを5隻に制限して運用します。

<使用制限予定期間>

令和7年5月9日10時から当分の間

お問合せ先

横浜海上保安部航行安全課第一海務係
 〒231-0001 横浜市中区新港1丁目2-1